

医政第830号
平成27年9月30日

宇都宮市保健所長 様

栃木県保健福祉部医療政策課長

医療法の一部を改正する法律の公布について

このことについて別添のとおり厚生労働省医政局医療経営支援課長から通知がありましたので、送付いたします。

なお、下記関係団体の長宛て別途通知しておりますことを申し添えます。

記

- ・ 一般社団法人栃木県医師会
- ・ 栃木県病院協会
- ・ 一般社団法人栃木県歯科医師会

医療政策課医療指導担当 TEL:028-623-3085

医政支発0928第1号

平成27年9月28日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長

(公 印 省 略)

医療法の一部を改正する法律の公布について（通知）

「医療法の一部を改正する法律」（平成27年法律第74号）については、平成27年4月3日に第189回通常国会へ提出されていましたが、9月16日に成立し、本日公布されたところですので（別添1）、各都道府県知事におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して周知するよう配意願います。

また、この法律に関しては、参議院厚生労働委員会において、附帯決議（別添2）が付されておりますので、御了知下さい。

この法律（別添3）は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものであり（※）、必要な政省令等については、今後順次制定し、その内容については別途連絡する予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

（※）

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

- ・・・地域医療連携推進法人に関する事項、外部監査の義務化・会計基準の義務化・役員と特殊の関係がある事業者との取引の状況に関する報告等に関する事項（ただし、当該事項の適用は、施行時会計年度の次の会計年度からとする。）

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

- ・・・医療法人の理事の忠実義務・任務懈怠時の損害賠償責任等に関する事項、医療法人の分割等に関する事項、社会医療法人の認定等に関する事項

医療法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成27年9月15日
参議院厚生労働委員会

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、病床の過剰な削減を防ぎ、医療機能の必要量の適切な推計に基づく地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築に資するよう、地域医療連携推進法人の認可及び監督を実施する都道府県に対し、適切な指針の提示、医療政策人材の育成等の必要な支援を行うこと。
 - 二、地域医療連携推進法人が地域医療に及ぼす影響に鑑み、地域における医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の推進に当たっては、規模や資本の大小にかかわらず参加法人の意思が十分に尊重されるとともに、地域住民に必要な医療が確保されるよう留意すること。
 - 三、地域医療連携推進法人の代表理事については、医師又は歯科医師を選任することを原則とすること。また、医師又は歯科医師以外の者を代表理事とする場合でも、営利法人等との利害関係、利益相反を厳重にチェックし、医療の非営利性を損なわないようにすること。
 - 四、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等の監査を受けなければならない医療法人の基準を厚生労働省令で定めるに当たっては、医療法人の事務負担及び費用負担に配慮しつつ、経営の透明性及び健全性が十分確保されるものとする。また、必要に応じて基準の見直しを図ること。
 - 五、社会医療法人においては公募による社会医療法人債の発行、地域医療連携推進法人においては資金の貸付けや出資が可能であることに鑑み、外部監査の対象となる医療法人においては、内部統制の構築や内部監査体制の構築ができるよう必要な措置を講ずること。
 - 六、本法の施行後5年を経過した場合に、本法による改正後の医療法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるときは、地域医療連携推進法人制度が地域医療構想の達成のために有効に機能しているか、地域の医療提供体制に過不足が生じていないか等について十分検討し、必要な措置を講ずること。

医療法の一部を改正する法律の概要

趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずること。

1. 地域医療連携推進法人制度の創設

(1) 都道府県知事の認定

○ 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる。

＜参加法人(社員)＞

・ 病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人。

＊ 介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる。

＜主な認定基準＞

・ 地域医療構想区域を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること。

・ 地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べるものと定めていること。

・ 参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を少なくとも求めるものと定めていること。

＊ 都道府県知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴いて行う。

(2) 実施する業務

○ 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進(介護事業等も含めた連携を加えることができる。)

○ 医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務。

＊ 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする。

(3) その他

○ 代表理事は都道府県知事の認可を要することとするとともに、剰余金の配当禁止、都道府県知事による監督等の規定について医療法人に対する規制を準用。

○ 都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要なものである病院間の病床の融通を許可することができる。

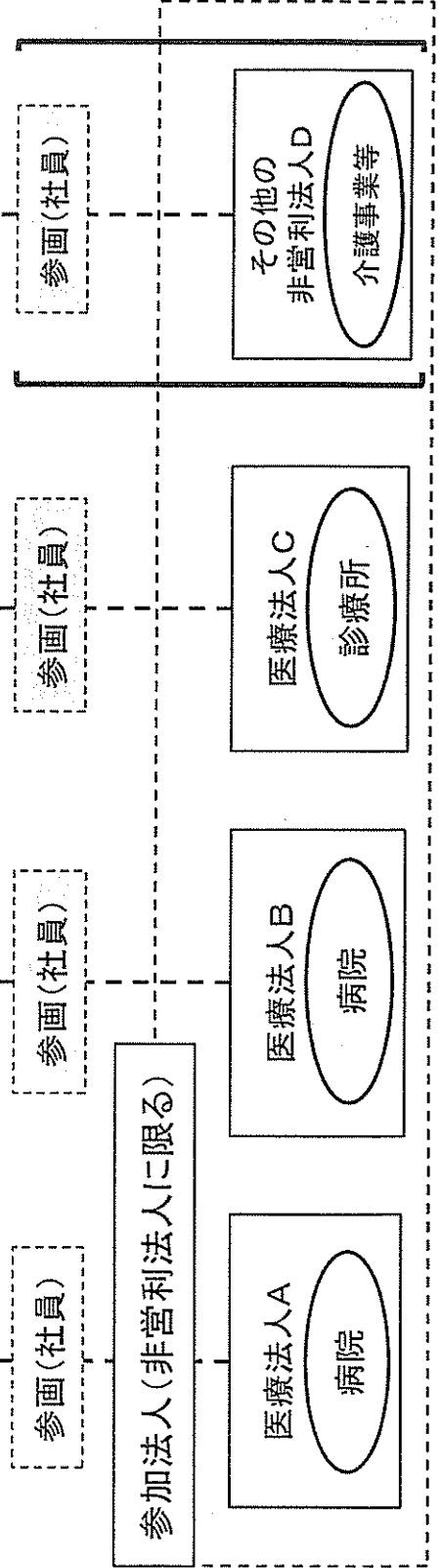
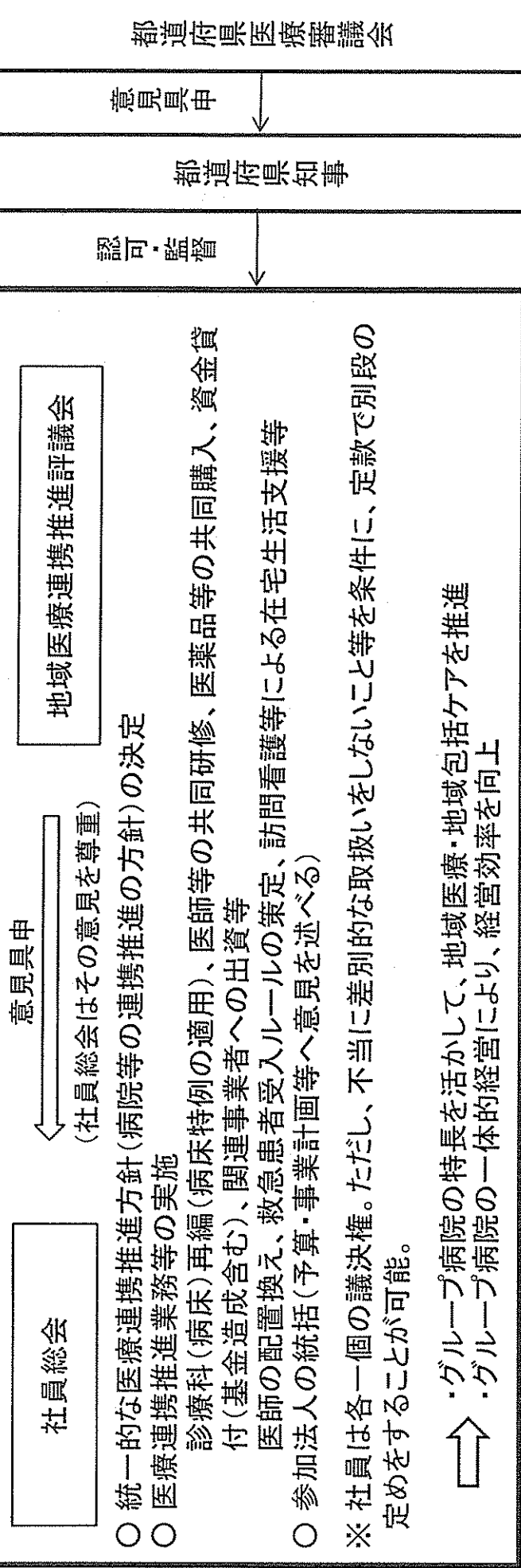
地域医療連携推進法人制度について(概要)

参考

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設する。これにより競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保。

地域医療連携推進法人

※一般社団法人のうち医療法上の非営利性の確保等の基準を満たすものを認定



医療法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 翼

平成二十七年九月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十四号

医療法の一部を改正する法律

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

目次
第三節 管理（第四十六條の二―第五十四條）
第四節 社会医療法人債（第五十四條の二―第五十四條の八）
第五節 解散及び合併（第五十五條―第六十二條）
第六節 監督（第六十三條―第七十一條）

第三節 機関
第一款 機関の設置
第二款 社員総会
第三款 評議員及び
第四款 役員の選任
第五款 理事（第四
第六款 監事（第四
第七款 監事（第四
第八款 役員等の損
第四節 計算（第五十
第五節 社会医療法人
第六節 定款及び寄附
第七節 解散及び清算
第八節 合併及び分割
第一款 合併
第二款 通則（第
第三款 吸収合併
第四款 新設合併
第五款 分割
第六款 吸収分割
第七款 新設分割
第八款 雑則（第
第九節 監督（第六十

（第四十六條の二）
（第四十六條の三―第四十六條の三の六）
評議員会（第四十六條の四―第四十六條の四の七）
及び解任（第四十六條の五―第四十六條の五の四）
十六條の六―第四十六條の六の四）
十六條の七・第四十六條の七の二）
十六條の八―第四十六條の八の三）
寄附債責任（第四十七條―第四十九條の三）

条一第五十四條
債（第五十四條の二―第五十四條の八）
行為の変更（第五十四條の九）
（第五十五條―第五十六條の十六）
に改める。

五十七條

（第五十八條―第五十八條の六）
（第五十九條―第五十九條の五）

（第六十條―第六十條の七）
（第六十一條―第六十一條の六）
六十二條・第六十二條の二）
十二條の三）
三條―第七十一條

第四十二條の二第一項第四号中「限る」の下に「次条において同じ」を加え、「二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県」を「一の都道府県において病院又は診療所を開設し、かつ、当該病院又は診療所の所在地の都道府県以外の都道府県」に改め、同号に次のように加える。
イ 二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人（口に掲げる者を除く。）
当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県
ロ 一の都道府県において病院又は診療所を開設し、かつ、当該病院又は診療所の所在地の都道府県以外の都道府県において定める第三十條の四第二項第十二号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの 当該病院の所在地の都道府県
第四十二條の二の次に次の一条を加える。
第四十二條の三 前条第一項の規定（以下この項及び第六十四條の二第一項において「社会医療法人の認定」という。）を受けた医療法人のうち、前条第一項第五号ハに掲げる要件を欠くに至つたこと（当該要件を欠くに至つたことが当該医療法人の責めに帰することができない事由として厚生労働省令で定める事由による場合に限る。）により第六十四條の二第一項第一号に該当し、同項の規定により社会医療法人の認定を取り消されたもの（前条第一項各号（第五号ハを除く。）に掲げる要件に該当するものに限る。）は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（以下この条において「実施計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。
2 前項の認定を受けた医療法人は、前条第一項及び第三項の規定の例により収益業務を行うことができる。
3 前条第二項の規定は、第一項の認定をする場合について準用する。
4 前三項に規定するもののほか、実施計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三條第一項中「政令の」を「政令で」に改め、「合併」の下に「分割」を加える。
第四十四條第一項中「医療法人は」の下に「その主たる事務所の所在地の」を「都道府県知事の下に（以下この章（第三項及び第六十六條の三を除く。）において単に「都道府県知事」という。）を加える。

第四十六條の四の三 財団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時評議員会を開かなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 評議員会に、議長を置く。

4 理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。

5 評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも五日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従つてしなければならない。

6 評議員会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができ、ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第四十六條の四の四 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。

2 評議員会の議事は、この法律に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

4 評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十六條の五 理事長は、医療法人が次に掲げる行為をするには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 予算の決定又は変更

二 借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)の借入れ

三 重要な資産の処分

四 事業計画の決定又は変更

五 合併及び分割

六 第五十五條第三項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散

七 その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの

2 前項各号に掲げる事項については、評議員会の決議を要する旨を寄附行為で定めることができる。

第四十六條の六 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答へ、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第四十六條の七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三條の規定は、医療法人の評議員会について準用する。この場合において、同条第一項第三項及び第四項第一号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替へるものとする。

第四款 役員の選任及び解任

第四十六條の五 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置けば足りる。

2 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によつて選任する。

3 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によつて選任する。

4 医療法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

5 第四十六條の四第二項の規定は、医療法人の役員について準用する。

6 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。

7 前項本文の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

8 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

9 役員の任期は、二年を超えてはならない。ただし、再任を妨げない。

第四十六條の五の二 社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、社団たる医療法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

3 社団たる医療法人は、出席者の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成がなければ、第一項の社員総会(監事を解任する場合に限る。)の決議をすることができない。

4 財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、その役員を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

5 財団たる医療法人は、出席者の三分の二(これを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成がなければ、前項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)の決議をすることができない。

第四十六條の五の三 この法律又は定款若しくは寄附行為で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(欠項の一時役員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、医療法人の業務が滞滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任しなければならない。

3 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第四十六條の五の四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二條及び第七十四條(第四項を除く。)の規定は、社団たる医療法人及び財団たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する。この場合において、社団たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する同条第三項中「及び第三十八條第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「並びに当該社員総会の日時及び場所」と読み替へるものとし、財団たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する同法第七十二條及び第七十四條第一項から第三項までの規定中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、同項中「及び第三十八條第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「並びに当該評議員会の日時及び場所」と読み替へるものとする。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第四十六條の八の三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三條から第百六條までの規定は、社団法人たる医療法人及び財団法人たる医療法人の監事について準用する。この場合において、財団法人たる医療法人の監事について準用する同法第百三條第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同法第百五條第一項及び第二項中「定款」とあるのは「寄附行為」と「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替へるものとする。

第八款 役員等の損害賠償責任

第四十七條を次のように改める。

第四十七條 社団法人たる医療法人の理事又は監事は、その任務を怠つたときは、当該医療法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 社団法人たる医療法人の理事が第四十六條の六の四において読み替へて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十四條第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十六條の六の四において読み替へて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十四條第一項第二号又は第三号の取引によつて社団法人たる医療法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十六條の六の四において読み替へて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十四條第一項の理事

二 社団法人たる医療法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 前三項の規定は、財団法人たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事について準用する。

第四十七條の次に次の一條を加える。

第四十七條の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十二條から第百六條までの規定は、前条第一項の社団法人たる医療法人の理事又は監事の責任及び同条第四項において準用する同条第一項の財団法人たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任について準用する。この場合において、これらの者の責任について準用する同法第百三條第一項第二号及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替へるものとし、財団法人たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任について準用する同法第百二十二條中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第百三條中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百四條の見出し並びに同条第一項及び第二項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第三項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員が」とあるのは「評議員が」と、同条第五項並びに同法第百五條第一項及び第三項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同項及び同条第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 社団法人たる医療法人は、出席者の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、前項において読み替へて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三條第一項の社員総会の決議をすることができない。

3 財団法人たる医療法人は、出席者の三分の二（これを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、第一項において読み替へて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三條第一項の評議員会の決議をすることができない。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 医療法人の評議員又は理事若しくは監事（以下この項、次条及び第四十九條の三において「役員等」という。）がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者が生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第五十一條第一項の規定により作成すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

第四十八條の二から第四十八條の四までを削る。

第四十九條から第四十九條の三までを次のように改める。

第四十九條 役員等が医療法人又は第三者が生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四十九條の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六章第二節第二款的規定は、社団法人たる医療法人について準用する。この場合において、同法第二百七十八條第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、設立時社員、設立時理事、役員等（第百三十一條第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。）又は清算人」とあるのは「理事又は監事」と、同条第三項中「設立時社員、設立時理事、役員等若しくは清算人」とあるのは「理事又は監事」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第二百八十二條第二項中「清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事」と読み替へるものとする。

第四十九條の三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六章第二節第三款的規定は、医療法人の役員等の解任の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百八十四條中「定款」とあるのは「定款若しくは寄附行為」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十九條の四及び第五十條を削る。

第六十六條の三「業務を監督する」を「主たる事務所の所在地の」に改める。

第六十七條第一項中「若しくは第五十七條第五項」を「第五十八條の二第四項（第五十九條の二において読み替へて準用する場合を含む。）若しくは第六十條の三第四項（第六十一條の三において読み替へて準用する場合を含む。）」に改める。

第六十八條中「平成十八年法律第四十八号」及び「第七十八條」を削り、「残余財産」を「残余財産」に改め、「帰属させる」との下に「同法第八百六十八條第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と」を加える。

第六章中第六節を第九節とする。

第六章第五節の節名中「合併」を「清算」に改める。

第五十五條第一項第四号中「合併」の下に「合併により当該医療法人が消滅する場合に限る。次

条第一項及び第五十六條の三において同じ。」を加える。

第六十条の三 社団法人の医療法人は、吸収分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならぬ。

2 財団法人の医療法人は、寄附行為に吸収分割をすることができ、旨の定めがある場合に限り、吸収分割をすることができる。

3 財団法人の医療法人は、吸収分割契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならぬ。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4 吸収分割は、都道府県知事（吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、当該吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。

第六十条の四 医療法人は、前条第四項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 医療法人は、前条第四項の認可を受けた吸収分割に係る分割の登記がされるまでの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第六十条の五 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条の六 吸収分割承継医療法人は、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業の用に供する施設に関しこの法律の規定による許可その他の処分に基いて有する権利義務を含む）を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、吸収分割医療法人の債権者であつて、前条第一項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割医療法人に対して、吸収分割を請求することができ、その効力を生ずる。

3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割医療法人の債権者であつて、前条第一項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割承継医療法人に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第六十条の七 吸収分割は、吸収分割承継医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第二目 新設分割

第六十一条 一又は二以上の医療法人は、新設分割（一又は二以上の医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。）をすることができ、この場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。

2 二以上の医療法人が共同して新設分割をする場合には、当該二以上の医療法人は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

第六十一条の二 一又は二以上の医療法人が新設分割をする場合には、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割により設立する医療法人（以下この目において「新設分割設立医療法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

二 新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項

三 新設分割設立医療法人が新設分割により新設分割をする医療法人（以下この目において「新設分割医療法人」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第六十一条の三 第六十条の三から第六十条の五までの規定は、医療法人が新設分割をする場合に於いて準用する。この場合において、第六十条の三第一項及び第三項中「吸収分割契約」とあるのは「新設分割計画」と、同条第四項中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と、「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と読み替へるものとする。

第六十一条の四 新設分割設立医療法人は、新設分割計画の定めに従い、新設分割設立医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業の用に供する施設に関しこの法律の規定による許可その他の処分に基いて有する権利義務を含む）を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、新設分割設立医療法人の債権者であつて、前条において準用する第六十条の五第一項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割設立医療法人に対して、新設分割設立医療法人が次条の分割の登記のあつた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、新設分割設立医療法人の債権者であつて、前条において準用する第六十条の五第一項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割設立医療法人に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができ、その効力を生ずる。

第六十一条の五 新設分割は、新設分割設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六十一条の六 第二節（第四十四条第二項、第四項及び第五項並びに第四十六条第二項を除く。）の規定は、新設分割設立医療法人の設立については、適用しない。

第三目 雑則

第六十二条 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第三号）第二条から第八条まで（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）及び商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）附則第五条第一項の規定は、この法の規定により医療法人が分割をする場合について準用する。この場合において、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、同項中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に於いて、当該各号に定める」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十条の三第四項の認可の通知

第五十条中「会計は」の下に「この法律及びこの法律に基づき厚生労働省令の規定によるほか」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 医療法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第五十一条第一項中「損益計算書」の下に「関係事業者（理事長の配偶者その他の代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書」を加え、同条第三項中「社会医療法人（厚生労働省令で定めるものに限る。）の理事長」を「第二項の医療法人」に「損益計算書」を「損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、」に提出しを「の監査を受け」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「理事長は、事業報告書等を監事に提出し」を「医療法人は、事業報告書等について、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受け」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から十年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

第五十一条の次に次の一項を加える。

6 医療法人は、前二項の監事又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第五十一条の二第一項中「社会医療法人」を「次に規定する者」に「各事務所」を「その主たる事務所」に改め「除いて」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「社会医療法人は」を「社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人（社会医療法人を除く。）は」に「書類を各」を「書類（第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。）をその主たる」に改め「除いて」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項第二号中「前条第三項の社会医療法人にあつては」を削り、同条に次の二項を加える。

3 医療法人は、第五十一条の二第一項の社員総会の日（財団法人の医療法人にあつては、同条第五項において読み替えて準用する同条第一項の評議員会の日）の二週間前日から五年間、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 前三項の規定は、医療法人の従たる事務所における書類の備置き及び閲覧について準用する。

この場合において、第二項中「書類」とあるのは「書類の写し」と、第二項中「限る」とあるのは「限る」の写し」と、前項中「五年間」とあるのは「三年間」と、事業報告書等」とあるのは「事業報告書等の写し」と、監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」と読み替えるものとする。

第五十一条の二を第五十一条の四とする。

第五十一条の次に次の二条を加える。

第五十一条の二 社団たる医療法人の理事長は、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の社員総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、社員に対し、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。

3 第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）は、社員総会の承認を受けなければならない。

4 理事は、第一項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

5 前各項の規定は、財団法人の医療法人について準用する。この場合において、前各項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第二項中「社員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第五十一条の三 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認を受けた事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）を公告しなければならない。

第五十二条第一項第三号中「第五十一条第三項の社会医療法人」を「第五十一条第二項の医療法人」に改める。

第七十条及び第七十一条を削る。

第七十条を第七十一条とし、第七十一条から第八十六条までを七十七条として繰り下げる。

第七十七条中「第四十条」の下に「又は第七十条の五第四項若しくは第五項」を加え、第八章中同条を第九十四条とする。

第七十六条中「又は清算人」を「若しくは清算人又は地域医療連携推進法人の理事、監事若しくは清算人」に改め、同条第十二号中「第六十四条第二項」の下に「第七十条の二十において準用する場合を含む。」を加え、同条を同条第十三号とし、同条第十一号中「第六十三条第一項」の下に「（第七十条の二十において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。」を加え、同条を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第五十六条の十第一項」の下に「これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。」を加え、同条を同条第九号とし、同条第七号中「第五十六条の十第二項」の下に「これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。」を加え、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第五十四条」の下に「（第七十条の十四において準用する場合を含む。）」を加え、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第五十二条第一項又は第五十四条の九第五項」を「第五十二条第一項（第七十条の十四において準用する場合を含む。）又は第五十四条の九第五項（第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第五十一条の二を」第二項（同条第四項（第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）及び第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三項（第五十一条の四第四項及び第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）に「同条」を「第五十一条の四第一項若しくは第二項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十一条の三（第七十条の十四において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

第七十六条を第九十三条とし、第七十五条の三を第九十二条とし、第七十五条の二を第九十一条とする。

第七十五条中「第七十三条」を「第八十七条」に改め、同条を第九十条とする。

第七十四条を第八十九条とし、第七十三条の二を第八十八条とし、第七十二条を第八十七条とし、第七十二条を第八十六条とする。

第七十一条の十五中「第七十一条の八、第七十一条の十又は第七十一条の十一第一項」を「第七十一条の八、第七十一条の十又は第七十一条の十一第一項」に「第七十一条の九」に改め、同条を第八十五条とする。

- 十一 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- 十二 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者として厚生労働省令で定めるものを社員並びに理事及び監事（次号において「役員」という。）としない旨を定款で定めているものであること。
- 十三 役員について、次のいずれにも該当するものであること。
- イ 役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置くものであること。
- ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること。
- ハ 理事のうち少なくとも一人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること。
- 十四 代表理事を一人置いてあるものであること。
- 十五 理事会を置いているものであること。
- 十六 次に掲げる要件を満たす評議会（第七十条の十三第二項において「地域医療連携推進評議会」という。）を置く旨を定款で定めているものであること。
- イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成するものであること。
- ロ 当該一般社団法人が次号の意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。
- ハ 前条第二項第三号の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。
- 十七 参加法人が次に掲げる事項その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
- イ 予算の決定又は変更
- ロ 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れ
- ハ 重要な資産の処分
- ニ 事業計画の決定又は変更
- ホ 定款又は寄附行為の変更
- ヘ 合併又は分割
- ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散
- 十八 第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第七十条の二十二において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三十条第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもの（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。

- 十九 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。
- 二十 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。
- 2 都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 第七十条の四 次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。
- 一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
- イ 地域医療連携推進法人（次条第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）が第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日から一年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- ロ この法律その他の保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第三号において「暴力団員等」という。）
- 二 第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
- 三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 第七十条の五 医療連携推進認定を受けた一般社団法人（以下「地域医療連携推進法人」という。）は、その名称中に地域医療連携推進法人という文字を用いなければならない。
- 2 地域医療連携推進法人は、その名称中の一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。
- 3 前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。
- 4 地域医療連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に、地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 5 地域医療連携推進法人は、不正の目的をもつて、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- 第七十条の六 都道府県知事は、医療連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第七十条の十六 地域医療連携推進法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十一条、第四十九条第二項（第六号に係る部分（同法第四十八条第三号の社員総会に係る部分に限る。）に限る。）、第六十七条第一項及び第三項並びに第五章の規定は、適用しない。

第三節 監督

第七十条の十七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条各号に掲げる事項並びに第七十条の三第一項第六号、第七号、第十二号及び第十六号から第十九号までに規定する定款の定めのほか、地域医療連携推進法人は、その定款において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 資産及び会計に関する規定
- 二 役員に関する規定
- 三 理事会に関する規定
- 四 解散に関する規定
- 五 定款の変更に関する規定
- 六 開設している病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）又は開設し、若しくは管理している介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものがある場合には、その名称及び所在地

第七十条の十八 第五十四条の九（第一項及び第二項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の定款の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは、認定都道府県知事（第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。次項及び第五項において同じ。）と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは、「認定都道府県知事」と、「第四十五条第一項に規定する事項及び」とあるのは「当該申請に係る地域医療連携推進法人（第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）の資産が第七十条の十において読み替えて準用する第四十一条の要件に該当しているかどうか及び変更後の定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか並びに」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 認定都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第五十四条の九第三項の認可（前条第六号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める重要な事項に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第七十条の十九 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 認定都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第七十条の二十 第六条の八第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第六十四条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第六条の八第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第七十条の二十において読み替えて準用する第六十三条第一項」と、第六十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事（第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この項及び次条において同じ。）は」と、「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、第六十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七十条の二十一 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その医療連携推進認定を取り消さなければならない。

一 第七十条の四第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき。

2 認定都道府県知事は、地域医療連携推進認定を受けた法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その医療連携推進認定を取り消すことができる。

一 第七十条の三第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 地域医療連携推進法人から医療連携推進認定の取消しの申請があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分が違反したとき。

3 認定都道府県知事は、前二項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

4 認定都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた地域医療連携推進法人は、その名称中の地域医療連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

6 認定都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該地域医療連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。登記所に当該地域医療連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。

7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行つたことを証する書面を添付しなければならない。

第七十条の二十二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十条の規定は、認定都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同法第三十条中「公益目的取得財産残額」とあるのは「医療連携推進目的取得財産残額」と、同条第一項中「場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）」とあるのは「場合」と、「第五十七条」とあるのは「（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条の三第一項第十八号）」と、「日又は当該合併の日から」とあるのは「日から」と、「内閣府令」とあるのは「認定都道府県知事（同法第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。第四項において同じ。）の官轄する」と、「法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人」とあるのは「法人」と、「認定取消法人等」とあるのは「認定取消法人」と、同条第二項第一号中「公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあつては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）」とあるのは「医療連携推進目的事業財産（医療法第七十条の九において読み替えて準用する第十八条に規定する医療連携推進目的事業財産をいう。次号及び第三号において同じ。）」と、同項第二号及び第三号中「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業財産」と、同号及び同条第三項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第四項中「認定取消法人等」とあるのは「認定取消法人」と、同条第五項中「第五十七条」とあるのは「医療法第七十条の三第一項第十八号」と読み替えるものとする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第十九号中「第七十一条の七から第七十一条の十まで」を「第七十七条から第八十条までに」「第七十一条の十二第二項」を「第八十二条第一項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十六条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第七十六条」を「第九十三条」に改め、「毎事業年度」との下に「同項第一号中」を「あり」の下に「及び」を加え、「監事又は」を「監事若しくは」に、「執行役又は」を「執行役若しくは」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十七条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第三十条の四第十五項」を「第三十条の四第十六項」に改める。
第十四条の二中「第四十六条の三第一項ただし書」を「第四十六条の六第一項ただし書」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久